

(審査案件第107号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

長野県知事が行った後述の第2の2の不開示決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

- 1 令和6年(2024年)3月27日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、次のとおり保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

平成24年6月15日(金)頃、3:00(午後)頃 ○○の自宅内 自宅の2Fのベランダの洗濯を取り込み片付け、1Fに階段を下りて行ったら、突然のことで驚いた。なぜ、あんな凶悪な行為を受けたのか

- 2 令和6年4月10日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対し、「開示請求のあった記録情報を、現時点において、保管していないため。」との理由により、本件請求に係る公文書(以下「本件対象公文書」という。)の不存在による不開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 令和6年6月13日、審査請求人は、本件実施機関に対し、本件決定の取消しを求めて審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

平成24年6月15日の医療保護入院の際の松本保健所による自宅内での凶悪な行為の経緯について確認したため、本件請求を行ったところ、本件実施機関は、本件対象公文書の不存在による本件決定を行った。本件決定は妥当ではないため、本件決定の取消しを求める。

### 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が弁明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

本件請求を受けて、松本保健福祉事務所内の執務室及び書庫等において、本件対象公文書の特定を試みたが、存在しなかった。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づく医療保護入院に係る文書の保存期間は、長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号。以下「文書規程」という。）に基づき、5年としていることから、審査請求人が主張する平成24年の行為に関する本件対象公文書は、保存期間を経過しており、紙媒体の公文書を作成した際の電磁的記録も含め、既に廃棄の対象である。

なお、他に、データベース等の記録もないことから、当時、審査請求人が医療保護入院をしたか否かについても、事実を確認することはできなかった。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件請求の内容について

本件請求内容は、審査請求人が平成24年に医療保護入院となる際、審査請求人の自宅において松本保健福祉事務所から受けた行為に関する記録を求めるものである。

### 2 本件決定の妥当性について

本件実施機関は、松本保健福祉事務所内の執務室、書庫等を探したが本件対象公文書は確認できず、また、仮に過去に本件対象公文書が存在していたとしても、「5年」の文書保存期間を経過しており、既に廃棄の対象であるため本件請求時には存在しないと主張することから、以下、本件実施機関による本件対象公文書の保有の有無について検討する。

#### (1) 本件実施機関における公文書の管理について

審査請求人が求める文書は、平成24年度の事案に係るものである。実施機関における文書の管理について定めた文書規程において、当時、文書の保存区分は、第20条の規定により、保存区分を設定することが困難なものを除き、「永年、10年、5年、3年、1年又は1年未満」の期間とされている。また、第60条では、保存期間を経過した文書については、歴史的資料として保存することが適当と認められるものを除き、速やかにこれを廃棄しなければならない旨が定められている。

本件実施機関によると、文書規程に基づき、当該文書の保存期間は5年として管理していたとの説明であり、当該説明に不自然な点は認められない。

また、本件対象公文書は、審査請求人が本件請求において示した日付から、平成24年度に作成された文書であると考えることが妥当であるが、文書の作成から本件請求までに11年以上が経過しており、仮に本件対象公文書が過去に存在していたとしても、文書規程に基づき既に廃棄の対象であると考えられ

るという本件実施機関による説明に不自然な点は認められない。

なお、当審査会事務局職員が精神保健福祉法を含む関係法令を確認したところ、医療保護入院に係る文書の保存期間について、特段の定めをした規定があるといった事情は認められない。

(2) 本件実施機関による本件対象公文書の現物確認について

補完的に、本件実施機関は、当時、本件対象公文書が存在していたであろう関係所内の執務室、書庫等を探したほか電磁的記録の検索も行ったが、本件対象公文書の存在は確認できなかった旨を説明している。

以上のことから、本件対象公文書を現時点において保管しておらず、不存在であるとの本件実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、本件実施機関が行った本件決定は、妥当である。

3 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和6年（2024年） 9月2日 諮問

令和7年（2025年） 7月22日 本件実施機関からの意見聴取及び審議

9月11日 審議終結